

特定設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法43①、68の16①、旧措法43①、68の16①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（八） 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特 定 設 備 等 の 区 分	1	43 条 第 1 項 表 () 号 68条の16第1項表()号 旧43条第1項表()号 旧68条の16第1項表()号	43 条 第 1 項 表 () 号 68条の16第1項表()号 旧43条第1項表()号 旧68条の16第1項表()号	43 条 第 1 項 表 () 号 68条の16第1項表()号 旧43条第1項表()号 旧68条の16第1項表()号
事 業 の 種 類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特 定 設 備 等 の 種 類 等	3	()	()	()
特 定 設 備 等 の 名 称	4			
設置した工場、事業所等の名称	5			
取 得 等 年 月 日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
事業の用に供した年月日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
購 入 先	8			
取 得 価 額	9	円	円	円
特 別 償 却 率	10	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
特 別 償 却 限 度 額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金
適用要件等 (指定告示の別表番号) (同上の該当番号) 事業の用に供した特定設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項	13	() ()	() ()	() ()

中 小 企 業 者 又 は 中 小 連 結 法 人 の 判 定

発行済株式又は出資の総数又は総額	14		大株規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	15	人		1		20	
大規模法人の保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (20)	16				21	
	保有割合 $\frac{(16)}{(14)}$	17				22	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (24)	18				23	
	保有割合 $\frac{(18)}{(14)}$	19		計 (20) + (21) + (22) + (23)		24	

特別償却の付表（八）の記載の仕方

1 この付表（八）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第43条第1項《特定設備等の特別償却》若しくは平成28年改正前の租税特別措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）第43条第1項《特定設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の16第1項《特定設備等の特別償却》若しくは平成28年旧措置法第68条の16第1項《特定設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 措置法第43条第1項の表の第1号の中欄（又は第68条の16第1項の表の第1号の中欄）に掲げる機械その他の減価償却資産につき、措置法第43条第1項（若しくは第68条の16第1項）又は平成28年旧措置法第43条第1項（若しくは第68条の16第1項）の規定の適用を受ける場合には、この付表（八）は、まず、(14)欄から(24)欄までの各欄を記載し、次いで、(1)欄から(13)欄までの各欄を記載します。

3 「特定設備等の区分1」は、措置法第43条第1項の表の各号（若しくは第68条の16第1項の表の各号）又は平成28年旧措置法第43条第1項の表の各号（若しくは第68条の16第1項の表の各号）のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、該当号を記載してください。

4 「事業の種類2」には、特定設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

5 「特定設備等の種類等3」には、例えば、指定告示（昭和48年大蔵省告示第69号）に定める特定設備等にあつては、その別表に基づき種類、区分、細目等を記載します。また、その特定設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

6 「特定設備等の名称4」には、特定設備等に該当する資産の名称を記載します。

7 「設置した工場、事業所等の名称5」には、特定設備等を設置した工場、事業所、店舗等の名称を記載します。

8 「取得価額9」には、特定設備等の取得価額を記載します。

ただし、その特定設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方

法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、特定設備等のうち公害防止用設備については、1台又は1基の取得価額が300万円に満たないものは、この制度の適用がありませんので注意してください。

9 「特別償却率10」の分子は、措置法第43条第1項の表の各号（若しくは第68条の16第1項の表の各号）又は平成28年旧措置法第43条第1項の表の各号（若しくは第68条の16第1項の表の各号）の区分に応じ、それぞれ適用される特別償却率を記載します。

10 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「事業の用に供した特定設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項13」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が特定設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表に掲げる仕様、性能等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、指定告示に定める特定設備等については、（ ）内にその指定告示の別表番号及び該当番号を記載してください。

12 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、措置法第43条第1項の表の第1号の中欄（又は第68条の16第1項の表の第1号の中欄）に掲げる機械その他の減価償却資産（指定公害防止用設備）につき措置法第43条第1項（若しくは第68条の16第1項）又は平成28年旧措置法第43条第1項（若しくは第68条の16第1項）の規定の適用を受ける場合に、その機械その他の減価償却資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合17」が50%以上となる場合又は「保有割合19」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、その機械その他の減価償却資産につき措置法第43条第1項（若しくは第68条の16第1項）又は平成28年旧措置法第43条第1項（若しくは第68条の16第1項）の規定の適用はありませんから注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細20～23」の各欄は、その法人の株式等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人となりますから、注意してください。